

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の土業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 国外財産調書制度の創設 －

タックスレビューVo.18 において取り上げた平成 23 年度及び平成 24 年度の税制改正のうち、今回は新たに創設された国外財産調書制度についてより詳細に説明していきたいと思っております。

1. 創設の背景

近年、日本経済のグローバル化がさらに進展し、対外証券投資は平成 12 年の 6.3 兆円から平成 22 年には 9.0 兆円に増加しました。また、外貨預金は平成 12 年の 3.8 兆円から平成 22 年には 5.4 兆円になるなど、海外への財産流出が大きく増加しており、この傾向は今後もますます拡大するものと考えられています。

これとともに、所得税調査における国外財産に関する 1 件当たりの所得の申告漏れは、平成 18 年度の 1,841 万円から平成 21 年度の 3,390 万円に急拡大し、また、相続税調査における 1 件当たりの国外財産の申告漏れも平成 18 年度の 4,244 万円から平成 21 年度の 10,661 万円へと著しく増加しています。

このように国外財産が増加し、関連する申告漏れが増加している一方、日本の税務当局による国外財産に関する情報の把握については、①執行管轄権の制約から、国外の金融機関等に対して調書の提出を求めるとことや税務調査権限を行使することは困難であり、また、②租税条約等に基づく外国当局との情報交換においても網羅的に納税者の情報の提供を要請することは困難であるなど、国内財産の場合と比較して、その把握体制が脆弱であることについて従前から税制調査会等において指摘されていました。

これらを改善する手段として、納税者本人に対して、保有する国外財産の情報申告を求める今回の制度が創設されるに至りました。

2. 制度の内容

① 概要

本制度は 5,000 万円を超える国外財産を保有する個人(居住者)に対して、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度です。同様の制度がアメリカ、ドイツ、フランス、カナダ、韓国等にも存在し、これらの諸外国の制度を参考にして制定されたものと考えられます。

② 提出義務者

国外財産の合計額が 5,000 万円を超える居住者が提出義務者となります。従って、法人、非居住者及び国外財産の合計額が 5,000 万円以下の居住者は、この国外財産調書を提出する必要はありません。

③ 判定評価額

国外財産の合計額が 5,000 万円を超えるか否かは、毎年 12 月 31 日の財産状況によるものとされています。評価については、原則として時価によりますが、時価の把握が困難なものについては、見積価額によることも認められています。例えば、国内の土地であれば路線価や公示地価がありますが、国外の土地であれば同様の基準がない可能性もあり、そのような場合は見積価額を利用することが想定されます。

④ 提出時期

毎年 12 月 31 日に保有する国外財産の状況を調書として翌年の 3 月 15 日までに提出することになります。

⑤ 優遇措置と加罰措置

この国外財産調書制度における調書の提出を促進させる目的で、優遇措置と加罰措置が規定されています。税目毎の優遇措置及び加罰措置は以下のとおりです。

	提出がある場合の優遇措置	提出がない場合の加罰措置
所得税	その年分の国外財産調書に記載がある時は、その記載がある部分につき課する過少申告加算税又は無申告加算税は、通常課される加算税額から申告漏れ等に係る所得税の 5%に相当する金額を控除した金額とする。	その年分の国外財産調書の提出がない時、又は、提出された国外財産調書に申告漏れ等に係る国外財産の記載がない時は、提出又は記載がない部分につき課する過少申告加算税又は無申告加算税は、通常課されるこれらの加算税額にその申告漏れ等に係る所得税の 5%に相当する金額を加算した金額とする。
相続税	被相続人により提出された相続の前年分の国外財産調書又は相続人により提出された相続の年分の国外財産調書のいずれかに記載がある時は、その記載がある部分につき課する過少申告加算税又は無申告加算税は、通常課される加算税額から申告漏れ等に係る相続税の 5%に相当する金額を控除した金額とする。	—
贈与税	—	—

上表のとおり、相続税については加罰措置がなく、その理由としては相続人等が関知しないところで被相続人により提出がなかった国外財産調書に関してまでも加罰されることは、相続人等にとって過剰な罰則であると考え、配慮したものと思われます。また、贈与税については優遇措置も加罰措置もなく、相続税と異なる取り扱いとなっています。

⑥ 適用時期

この国外財産調書制度については、平成 25 年 12 月 31 日において 5,000 万円超の国外財産に係る調書から提出が義務付けられます。従って、最初の調書の提出期限は、平成 26 年 3 月 17 日となります(3 月 15 日が土曜日のため)。

3. 改正による影響

この国外財産調書制度の創設は、日本の税務当局として国外財産の課税強化の姿勢を明確にしたものと考えられます。一方で、今後日本の居住者による国外の金融資産の購入等は更に加速し、今まで以上に国外財産の保有が一般化するものと思われます。国外財産調書制度のみならず、国外財産に関する所得税、相続税、贈与税が身近な問題になりますので、これらの税金に関する基礎知識の収集が、個人レベルで必要な時代になってくると考えられます。

【参考文献】

- 税務通信 3216 号
- 平成 24 年度税制改正の要点解説(清文社)

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニア・コンサルタント 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務